

1.水質試験等の実施状況

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間に、神戸市内下水処理場及び東部スラッジセンターの管理のために行った水質試験等の実施状況は下表のとおりである。

1-1下水処理場

区分		採取法	頻度	
水質試験	流入下水	コンボジット	2回/月	
	最初沈殿池	流入水	3回混合*	2回/月
		流出水	3回混合*	2回/月
	2次処理水	スポット	2回/月	
	放流水	処理可能項目	スポット(平均時※)	2回/月
		処理不可能項目	スポット(最高時※)	2回/月～2回/年
汚泥試験		スポット	2回/月	
汚泥中窒素・りん含有試験		スポット	4回/年	
脱水ケーキ等の重金属分析		スポット	1回/月	
臭気指数測定(放流水)		スポット(最高時※)	2回/年	
ダイオキシン類測定(流入下水・放流水)		スポット	1回/年	
消化ガス試験		スポット	4回/年	
バイオガス試験(東灘,西部,垂水,玉津処理場)		スポット	4回/年	

* : 3回混合とは最高・平均・最低時にスポット採取した試料を等量混合したもの

※ : 各処理場の採水時刻は下表のとおり

処理場名	東灘	ポートアイランド	鈴蘭台	西部	垂水(東系)	垂水(本場,分場系)	玉津
最高時	10時	10時	15時	15時	15時	10時	14時
平均時	15時	16時	10時	10時	10時	15時	10時
最低時	24時	20時	19時	19時	19時	19時	19時

1-2東部スラッジセンター

区分	頻度
焼却灰重金属等含有・溶出試験	4回/年
排ガス試験	1回/2ヶ月
排ガス・焼却灰のダイオキシン類測定	1回/炉・年
臭気指数測定	2回/年

1-3水リサイクル事業

区分	採取法	頻度
水質試験	原水	スポット
	再生水	スポット

2. 水質試験方法

各試験方法のうち法令等に定めのあるものについてはそれに準拠し、その他は工場排水試験方法（JIS K 0102-2022年版）、下水試験方法（日本下水道協会2012年版）等に拠る。

試験項目毎の方法、単位及び定量下限値は下表のとおりである。

2-1 水質関係試験項目

項目	試験方法	単位	定量下限値
水温	下水試験方法第2編第1章第2節	°C	0.5
透視度	下水試験方法第2編第1章第6節	度	0.5
水素イオン濃度	昭和49年環境庁告示第64号	水素指数	-
生物化学的酸素要求量	〃	mg/L	0.5
硝化を抑制した生物化学的酸素要求量	下水試験方法第2編第1章第21節2	〃	0.5
浮遊物質量	昭和49年環境庁告示第64号	〃	1
化学的酸素要求量	〃	〃	0.5
大腸菌群数	〃	個/cm ³	1
全窒素	〃	mg/L	0.1
アンモニア性窒素	JIS K 0170-1、JIS K 0102 42	〃	0.1
亜硝酸性窒素	下水試験方法第2編第1章第26節	〃	0.1
硝酸性窒素	下水試験方法第2編第1章第27節	〃	0.1
全りん	昭和49年環境庁告示第64号	〃	0.01
りん酸態りん	下水試験方法第2編第1章第30節1	〃	0.01
アルカリ度	下水試験方法第2編第1章第15節1	〃	1
揮発性有機酸	下水試験方法第5編第1章第14節	〃	5.0
カドミウム及びその化合物	昭和49年環境庁告示第64号	〃	0.005
シアノ化合物	〃	〃	0.1
有機りん化合物	〃	〃	0.1
鉛及びその化合物	〃	〃	0.01
六価クロム化合物	〃	〃	0.02
ひ素及びその化合物	〃	〃	0.001
総水銀	〃	〃	0.0005
アルキル水銀化合物	〃	〃	0.0005
PCB	〃	〃	0.0005
トリクロロエチレン	〃	〃	0.0005
テトラクロロエチレン	〃	〃	0.0005
ジクロロメタン	〃	〃	0.0005
四塩化炭素	〃	〃	0.0005
1,2-ジクロロエタン	〃	〃	0.0005
1,1-ジクロロエチレン	〃	〃	0.0005
シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	〃	0.0005
1,1,1-トリクロロエタン	〃	〃	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	〃	〃	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	〃	〃	0.0005
チウラム	〃	〃	0.006
シマジン	〃	〃	0.003
チオベンカルブ	〃	〃	0.02
ベンゼン	〃	〃	0.0005
セレン及びその化合物	〃	〃	0.002
ほう素及びその化合物	〃	〃	0.01

(前項より続く)

項目	試験方法	単位	定量下限値
ふつ素及びその化合物	昭和49年環境庁告示第64号	mg/L	0.1
1,4-ジオキサン	〃	〃	0.005
ノルマルヘキサン抽出物質	〃	〃	1
フェノール類	〃	〃	0.5
銅及びその化合物	〃	〃	0.02
亜鉛及びその化合物	〃	〃	0.01
鉄及びその化合物(溶解性)	〃	〃	0.1
マンガン及びその化合物(溶解性)	〃	〃	0.05
クロム及びその化合物	〃	〃	0.02
モリブデン	下水試験方法第3編第2章第17節2	〃	0.01
ニッケル	下水試験方法第3編第2章第16節3	〃	0.01
アンチモン	下水試験方法第3編第2章第18節3	〃	0.002
よう素消費量	昭和37年厚生・建設省令第1号 第7条	〃	1
塩化物イオン	下水試験方法第2編第1章第31節	〃	1
マグネシウム	下水試験方法第3編第2章第21節	〃	0.1
カルシウム	下水試験方法第3編第2章第20節	〃	0.1
アルミニウム	下水試験方法第3編第2章第22節3	〃	0.01
全マンガン	下水試験方法第3編第2章第12節3	〃	0.001
全鉄	下水試験方法第3編第2章第10節	〃	0.01
硫酸イオン	下水試験方法第2編第1章第32節	〃	0.2
濁度	下水試験方法第2編第1章第5節	度	0.5
色度	下水試験方法第2編第1章第4節	〃	1
大腸菌群数(MF法)	下水試験方法第6編第4章第2節1(3)	個/100mL	1
大腸菌数(特定酵素・定性法)	下水試験方法第6編第4章第2節1(2)	-	-
大腸菌数(特定酵素・平板法)	下水試験方法第6編第4章第2節1(1)2	CFU/mL	1
レジオネラ菌	上水試験方法(2011) V-6 1.5	CFU/100mL	10
ダイオキシン類	JIS K 0312	pg-TEQ/L	JISによる
クリプトスポリジウム	下水試験方法第6編第4章第6節1	個/L	1

2-2 汚泥関係試験項目

項目	試験方法	単位	定量下限値
水素イオン濃度	下水試験方法第5編第1章第5節	水素指数	-
蒸発残留物及び含水率	下水試験方法第5編第1章第6節	%	0.01
強熱残留物	下水試験方法第5編第1章第7節	〃	0.01
アルカリ度	下水試験方法第5編第1章第13節	mg/L	1
揮発性有機酸	下水試験方法第5編第1章第14節2	〃	5.0
活性汚泥浮遊物質	下水試験方法第4編第1章第6節1	〃	1.0
沈殿率	下水試験方法第4編第1章第8節1	%	1
返送汚泥濃度	下水試験方法第4編第1章第6節1	mg/L	1.0
全窒素	下水試験方法第5編第1章第18節	%(乾)	0.1
全りん	下水試験方法第5編第1章第19節1(1)及び2	〃	0.1
PCB	底質調査方法 II 6.4	mg/kg(乾)	0.05
カドミウム	下水試験方法第3編第2章第1節3	〃	0.05
鉛	下水試験方法第3編第2章第2節3	〃	1.0
ひ素	下水試験方法第3編第2章第5節3	〃	0.10
総水銀	底質調査方法 II 5.14.1	〃	0.01
銅	下水試験方法第3編第2章第8節3	〃	1.0

(前項より続く)

項目	試験方法	単位	定量下限値
亜鉛	下水試験方法第3編第2章第9節3	mg/kg(乾)	2
マンガン	下水試験方法第3編第2章第12節3	〃	1.0
クロム	下水試験方法第3編第2章第3節3	〃	1.0
ニッケル	下水試験方法第3編第2章第16節3	〃	1.0
アルミニウム	下水試験方法第3編第2章第22節3	〃	5
マグネシウム	下水試験方法第3編第2章第21節3	〃	1.0
セレン	下水試験方法第3編第2章第7節3	〃	1.0
鉄	下水試験方法第3編第2章第10節3	〃	5
モリブデン	下水試験方法第3編第2章第17節2	〃	1.0
アンチモン	下水試験方法第3編第2章第18節3	〃	1.0
発熱量	下水試験方法第5編第1章第16節	kJ/kg(乾)	100
CHN含有率	下水試験方法第5編第1章第20節	%(乾)	0.01
可燃性硫黄分	燃焼-イオンクロマトグラフ法	〃	0.01
揮発性塩素分	燃焼-イオンクロマトグラフ法	〃	0.01

2-3 消化ガス試験項目

項目	試験方法	単位	定量下限値
メタン	下水試験方法第5編第5章第2節1	%	0.1
二酸化炭素	下水試験方法第5編第5章第2節1	〃	0.1
酸素	下水試験方法第5編第5章第2節1	〃	0.1
窒素	下水試験方法第5編第5章第2節1	〃	0.1
水分	JIS Z 8808 7	〃	0.1
露点	露点計による	℃	-
硫化水素	下水試験方法第5編第5章第3節	ppm	0.1
発熱量	ガス分析結果より算出	kJ/m ³ N	1
環状シロキサン	ガスクロマトグラフ質量分析法	mg/m ³ N	0.1

2-4 排ガス試験項目

項目	試験方法	単位	定量下限値
酸素	JIS K 0301	%	0.1
ばいじん	JIS Z8808	mg/m ³ N	1
窒素酸化物	JIS K0104	ppm	5
一酸化二窒素	下水試験方法第5編第5章参照	〃	0.1
硫黄酸化物	JIS K0103	〃	2
塩化水素	JIS K0107	mg/m ³ N	1
ダイオキシン類	JIS K 0311	ng-TEQ/m ³ N	JIS による
シアノ化水素	JIS K0109	mg/m ³ N	0.5
水銀	環境省告示第94号	μg/m ³ N	0.1
セレン	JIS K0083	mg/m ³ N	0.01
クロム	JIS K0083	〃	0.01
マンガン	JIS K0083	〃	0.01
銅	JIS K0083 に準ずる	〃	0.01
カドミウム	JIS K0083	〃	0.01
鉛	JIS K0083	〃	0.01
亜鉛	JIS K0083 に準ずる	〃	0.01
鉄	JIS K0083 に準ずる	〃	0.01
ひ素	JIS K0083	〃	0.01
フッ素化合物	JIS K0105	〃	0.5

2-5 臭気試験項目

項目	試験方法	単位	定量下限値
臭気指数	平成 7 年環境庁告示第 63 号	-	3

3.処理場の排出水に係る基準

3-1 水質汚濁防止法による排出水の排水基準

項目	単位	処理場名	
		東灘・鈴蘭台・ 西部・垂水 ①	ポートアイランド・ 玉津 ②
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	
シアノ化合物	〃	○ 0.7	○ 0.3
有機りん化合物	〃	○ 0.7	○ 0.3
鉛及びその化合物	〃		0.1
六価クロム化合物	〃	0.2	○ 0.1
ひ素及びその化合物	〃	0.1	○ 0.05
総水銀(水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物)	〃		0.005
アルキル水銀化合物	〃	検出されないこと	
P C B	〃	0.003	
トリクロロエチレン	〃	0.1	
テトラクロロエチレン	〃	0.1	
ジクロロメタン	〃	0.2	
四塩化炭素	〃	0.02	
1,2-ジクロロエタン	〃	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	〃	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	〃	3	
1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.06	
1,3-ジクロロプロペン	〃	0.02	
チウラム	〃	0.06	
シマジン	〃	0.03	
チオベンカルブ	〃	0.2	
ベンゼン	〃	0.1	
セレン及びその化合物	〃	0.1	
ほう素及びその化合物	〃	230 (10) ※	
ふつ素及びその化合物	〃	15 (8) ※	
アンモニア,アンモニウム化合物	〃	100	
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	〃		
1,4-ジオキサン	〃	0.5	
フェノール類	〃	5	
銅及びその化合物	〃	3	
亜鉛及びその化合物	〃	2	
鉄及びその化合物(溶解性)	〃	10	
マンガン及びその化合物(溶解性)	〃	10	
クロム及びその化合物	〃	2	

①は『水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令』による改正以前(昭和49年4月1日以前)に設置された処理場、②はそれ以後に設置された処理場

○：兵庫県による『水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例』による上乗せ基準

※：河川へ放流している鈴蘭台・玉津処理場は、()内の基準値が適用される

(前項より続く)

項目	単位	処理場名	
		東灘・ポートアイランド 西部・垂水	鈴蘭台・玉津
水素イオン濃度(pH)	水素指数	5.0 以上 9.0 以下	5.8 以上 8.6 以下 ※
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	○○ 25 (20)	○ 25 (20)
浮遊物質量(SS)	〃	○ 90 (70)	○ 90 (70)
化学的酸素要求量(COD)	〃	160 (120)	— ※
鉱油類含有量	〃	5	5
動植物油脂類含有量	〃	30	30
大腸菌群数	個/cm ³	(3,000)	(3,000)
窒素含有量	mg/L	120 (60)	120 (60)
燐含有量	〃	16 (8)	16 (8)

()は日間平均

○：兵庫県による『水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例』による上乗せ基準

○○：垂水処理場には適用されない

※：河川に放流している鈴蘭台・玉津処理場は pH については厳しい基準値が適用され、COD の基準は適用されない

3-2 総量規制基準

令和7年3月時点

処理場名	排水量 (m ³ /日)	COD		窒素含有量 (N)		燐含有量 (P)	
		C _c 値 (mg/L)	負荷量 (kg/日)	C _n 値 (mg/L)	負荷量 (kg/日)	C _p 値 (mg/L)	負荷量 (kg/日)
東灘	分場4系	32,500	30	975	20	650	2
	上記以外	207,500	40	8,300	40	8,300	4
ポート アイラ ンド	1系	40,571	30	1,217.13	20	811.42	4
	2系	27,429	20	548.58	20	548.58	4
鈴蘭台		16,000	30	480	20	320	4
西部		190,000	40	7,600	40	7,600	4
垂水	本・分場*	136,250	40	5,450	—*	—*	4
	東系	108,750	30	3,262.5	—*	—*	2
玉津		108,800	30	3,264	40	4,352	4
※兵庫県栄養塩類管理計画（令和4年10月策定）により、垂水処理場は栄養塩類増加措置実施者に選定されたことから、総量規制における窒素含有量基準の適用対象外となった。							

汚濁負荷量の算定方法は次式による。

$$L = C \times Q \times 10^{-3}$$

L : 汚濁負荷量 (kg/日)

C_c : COD、C_n : 硝素含有量、C_p : 燐含有量 (mg/L)

Q : 排出水量 (m³/日)

3-3 ダイオキシン類対策特別措置法の基準

項目	排出基準
	水質（東灘、ポートアイランド、西部、玉津）
ダイオキシン類	10 (pg-TEQ/L)

3-4 下水道法に基づく放流水の水質の基準（下水道法第8条、下水道法施行令第6条）

① 雨水の影響の少ない時（同令第6条第1項）

項目	単位	数値
水素イオン濃度（pH）	水素指数	5.8以上 8.6以下
大腸菌群数	個/cm ³	3,000
浮遊物質量（SS）	mg/L	40
生物化学的酸素要求量（BOD）	〃	※
窒素含有量	〃	※
燐含有量	〃	※

※BOD、窒素含有量及び燐含有量の水質基準は計画放流水質となる。

② 雨水の影響の大きい時（合流式下水道：東灘処理場のみ）（同令第6条第2項）

項目	単位	数値
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	40

◆計画放流水質（日間平均値）（令和3年11月10日認可取得）

処理場名	BOD*	窒素含有量	燐含有量
	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
東灘（本場・分場1/2/3系）	15	—	—
東灘（分場4系）	15	13	2.8
ポートアイランド	10	13	2.3
鈴蘭台	10	14	2.1
西部	15	—	—
垂水（本場・分場）	15	—	—
垂水（東系）	10	11	2.1
玉津	10	—	—
上限値	15	20	3

※遵守評価にはC-BODを用いる。

3-5 悪臭防止法による規制基準（法第4条第1項第3号）

地域区分	処理場名	排出水の規制基準	
		単位：臭気指数	
第1種区域	垂水	26	
第2種区域	玉津	31	
第3種区域	東灘・ポートアイランド・鈴蘭台・西部	34	

4. 水質等試験施設の概要

理化学試験室 (363 m ²)	□ 恒温室 □ 純水製造装置 □ 超純水製造装置 □ DO 計 □ 湯煎器 □ 蒸留装置(8連式) □ 水蒸気蒸留装置(6連式) □ オートアナライザー(オートサンプラー付) □ ドラフトチャンバー(排ガス洗浄装置付) □ 保冷庫 □ 恒温槽 □ 電気定温乾燥機 □ pH 計 □ イオンメーター □ 超音波洗浄装置 □ ピペット洗浄装置 □ 電子天秤(データ処理装置連動式) □ 電子天秤	1基 1台 1台 2台 2台 2台 3台 1台 1台 3台 2台 2台 2台 1台 1台 1台 2台 2台 2台 1台 2台
生物細菌試験室 (30 m ²)	□ 位相差顕微鏡(写真・ビデオ撮影装置付) □ オートクレーブ □ 細菌培養恒温器	2台 1台 1台
汚泥試験室 (74 m ²)	□ マッフル(電気)炉 □ 電子天秤(データ処理装置連動式) □ ドラフトチャンバー(排ガス洗浄装置付) □ 遠心分離機 □ 電気定温乾燥機 □ 湯煎器 □ pH 計	3台 1台 3台 3台 2台 3台 1台
機器分析室 (42 m ²)	□ ガスクロマトグラフ質量分析装置(ヘッドスペースサンプラー付) □ イオンクロマトグラフ □ ICP 質量分析装置(オートサンプラー付) □ 紫外可視分光光度計	1台 1台 1台 1台
重金属等試験室 (74 m ²)	□ 水銀濃度計(還元気化法) □ ドラフトチャンバー (排ガス洗浄装置付) □ ホットプレート □ マイクロウェーブ前処理装置 □ 保冷庫 □ 振とう器 □ 原子吸光光度計(フレーム型) □ 超純水製造装置	1台 3台 2台 1台 1台 1台 1台 1台
有機溶剤試験室 (79 m ²)	□ 電気定温乾燥機 □ 振とう器 □ 超音波洗浄機 □ ロータリーエバボレーター □ ドラフトチャンバー (排ガス洗浄装置付) □ グデルナダニッシュ濃縮装置	1台 2台 1台 2台 2台 1台